

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制の整備

本計画は介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の生活を支え、健康で生きがいのある生活を営んでいただけるよう、保健・福祉分野のみならず生涯学習や文化・スポーツ、住宅、都市基盤等、総合的な支援に取り組む方針を示しています。

そのため、計画の円滑な推進に向けて、健康福祉部を中心に施策・事業の進捗管理等を行います。

さらに、全市的な観点から本計画の推進、進行管理や見直し等を行うため、医療機関や社会福祉法人等の関係機関とのきめ細かい連携をすすめます。

2. 介護保険事業の進捗状況等の把握

介護保険制度を円滑にすすめるため、計画の進行・進捗に関する情報を総合的にとりまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価等を推進していくことが求められます。

そこで、本市における介護保険サービスの利用者・サービス供給量等の基礎的なデータの整理、市民ニーズや介護サービス事業所の状況等の把握に努めます。

3. 関係機関・団体との連携

(1) 大阪府及び他市町村との連携

介護保険サービス、保健福祉サービスの供給については、高齢者保健福祉圏内における調整のもとに整備を図る必要があることから、大阪府や他市町村との連携に努めます。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、平成12年6月に成立した「社会福祉法」において、地域福祉を推進する中核的な団体として位置づけられ、地域住民への相談等を通じて多様なニーズを吸い上げ、課題の解決に向けて地域住民と各関係機関・団体をつなげる連絡・調整機能を担うものです。

本市では、平成 18 年度から藤井寺市社会福祉協議会に地域包括支援センターを設置し、地域住民、医療機関、事業者等と連携して高齢者を支える体制づくりに向けた支援・指導等を行っています。また、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア活動への支援、小地域ネットワーク活動、日常生活自立支援事業等を推進しています。

(3) 住民との協働・連携体制の構築

高齢者の地域生活支援には公的なサービスとボランティアや地域住民等による支援活動が車の両輪として円滑に提供されることが必要であることから、幅広い住民の参加を得ながら、協働・連携体制の構築を図ります。

(4) サービス提供主体との連絡調整体制の構築

市民のニーズに対応し、計画的なサービス供給体制を確立するため、介護保険サービスにかかる事業者連絡協議会や地域包括支援センターを中心とした保健・医療・福祉・介護の関係機関のネットワークにより、サービス提供主体との連絡調整体制の構築を図ります。

4. 計画の広報

市広報紙・ホームページ等さまざまな媒体を用いて本計画の広報を行い、計画の趣旨や内容が市民に十分周知・理解されるよう努めるとともに、本計画に基づく各種施策やサービス等に関して、わかりやすい情報提供を行っていきます。